

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

第3回 基準法システムWG

- 1 日 時 平成26年2月25日(火) 14:00～16:00
- 2 場 所 大阪府庁咲洲庁舎
- 3 出 席 大阪府審査指導課
アール・イー・ジャパン株式会社
事務局 (ICBA)

- 4 議 事
 - ・通知・報告配信システム実証実験の方法(運用方法)の確認
 - ・スケジュール調整

- 5 配付資料
 - 【資料1】 前回議事録
 - 【資料2】 大阪府実証実験の方法(案)
 - 【資料3】 スケジュール(素案)

第 1 回 企画改善部会・基準法システムWG 議事録 (案)

日 時 平成 25 年 10 月 18 日 (金) 15:00～16:00
場 所 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課内
資 料 平成 24 年度第 1 回 WG 資料を参考配布

出席者

- 大阪府 審査指導課 大西課長補佐 (企画改善部会部会長)、小林様
- 事務局 久保、荘野 (記)

趣 旨

大阪府内の指定確認検査機関 (1 社) より事務局がヒアリングした要望について大阪府の意向を確認し、通知・報告配信システム実証実験開始に向けた運用方法及びスケジュールを検討する。

総 括

データ本位型 (但し、建築計画概要書、工事届等の原本等一部書類は、定期に一括送付) による実証実験の開始に向け、指定機関側のシステム利用環境整備に着手する。データ本位型においては、大阪府・指定確認検査機関の双方の立場で懸念事項があるが、それを実証実験で明らかにしてゆく。

指定機関の要望に対する主な意見等

- ①建築計画概要書の原本 (紙) 送付を月 1 回程度に削減してほしい。
現状は紙の送付が週に 2 回であるが、帳簿記載データである建築計画概要書の第 1 面と第 2 面に相当するデータを送信することにより、紙送付を月に 1 回程度に削減できればメリットが出てくる。(指定機関)
→法定の書類 (建築計画概要書等) については 7 日以内に提出していただく必要がある。
そこで、テキストデータの送信対象外である概要書 3 面、チェックリスト及び適判結果通知を PDF 化してそのデータを、建築計画概要書の第 1 面と第 2 面に相当するデータと併せて送信できれば月 1 回に削減可能ではないかと思う。
しかし、建築工事届は月 1 回の送付では国へ報告するための集計が間に合わないおそれがあるため、月に 2 回 (1 日と 16 日) の送付ではいかがか。(大阪府)
※指定機関では、PDF 送信による紙送付削減について、PDF 化により業務量がどのように変化するか社内で検討が必要であるとの意見あり。
- ②現在、システムには申請書 4 面までのデータしか入力していないが、申請書 4・5 面の紙送付が省略できるのであれば、5 面までシステムに入力してデータ送信しても構わない。
(指定機関)
→申請書 4・5 面についてはデータが届けば紙送付を省略しても問題ない。(大阪府)
- ③検査の引受通知が 4 日以内に到達となっているため、非常に神経を使って郵送処理を行っているが、これがデータ配信で完結して紙送付が不要となれば大きなメリットとなり得る。

あわせて検査報告書も紙送付不要としてほしい。(指定機関)

→引受通知および検査報告書についてはデータ送信がなされれば、紙送付は不要としても問題ない。(大阪府)

④実証実験の準備期間(紙とデータの併用期間)はできるだけ短くしていただきたい。1か月は長い。(指定機関)

→さいたま市・ビューローベリタスの実証実験において、11月より引受通知が完全にペーパーレス型に移行できる可能性がある。これを踏まえて調整されたい。(事務局)

今後の予定

- ・大阪府及び指定機関の要望を踏まえ、事務局にて実証実験の方法(案)を作成する。(別紙参照)
これをたたき台として調整する。
- ・指定機関におけるIP-VPN回線敷設工事のスケジュールの関係上、最短でも平成26年2月からの実験開始となる。

以上

大阪府 実証実験の方法（案） ※データ本位型

■送信対象文書と送信形式

①確認審査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	紙送付
表紙（16号様式）	確認済証番号・年月日等	入力データ (xml)	
建築計画概要書 第一面・第二面	建築主等の概要、建築物及び その敷地に関する事項	入力データ (xml)	月2回紙送付
建築計画概要書 第三面	付近見取図・配置図	スキャナデータ (pdf)	月2回紙送付
確認申請書 第四・五面	建築物別概要、 建築物の階別概要	入力データ (xml)	
チェックリスト、構造計算適判結果通知		スキャナデータ (pdf)	
建築工事届、浄化槽設置届、建築主変更届等			月2回紙送付

※計画変更については上記に準ずる。

②中間検査引受通知（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	紙送付
表紙（30号様式）	確認済証番号・年月日等	入力データ (xml)	

※完了検査引受通知については上記に準ずる。

③中間検査報告（建築物）の場合

文書・書類名	記載事項	データ送信	紙送付
表紙（32号様式）	確認済証番号・合格証番号、 年月日等	入力データ (xml)	
検査申請書 第二・三面	建築主等の概要、申請する工 事の概要	入力データ (xml)	
検査申請書 第四面	工事監理の状況	スキャナデータ (pdf)	
チェックリスト		スキャナデータ (pdf)	

※完了検査報告については上記に準ずる。

■運用ルール

1. データ送信は法定期限内に行うものとします。
2. 紙送付は、確認審査報告に限り、毎月1日と16日の2回行うものとします。
※送付回数の減は、大阪府における着工統計（工事届による）処理に支障ない範囲
3. 以上の運用への移行期間は、現行の紙送付に「データ送信」のみを追加する運用とし、その期間は2週間程度とします。

通知・報告配信システム 実証実験スケジュール (素案)

平成26年2月25日

	3							4							5																				
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
RE Japan								紙送付 (工事届は1日と16日のみ送付)										紙送付(従前どおり)																※データ送信継続となった場合 工事届のみ1日と16日にまとめて送付 建築計画概要書は?日にまとめて送付	
大阪府								NICEシステム送信(PDF含む)										データ送信を継続可否決定 開始期日決定																	※データ送信継続となった場合 NICEシステム送信(PDF含む)
ICBA								紙送付をなくして問題ないかの判定 (着工統計業務を含む)										データ本位型で メリットが あるかの判定																	
備考	<p>正式にデータ本位型で開始する場合は、4月下旬に決定。</p> <p>・1日に送付する工事届は、前月末までの確認が対象となる</p> <p>・1日にNICEシステムで送信する場合の対象物件は、3月の紙送付最終分に収録されていない物件?</p>																																		

資料 3